

佐川町国土強靱化地域計画

令和3年3月

佐 川 町

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節	計画の基本事項	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
第2節	国土強靱化に向けた基本目標	3
1	基本目標	
2	事前に備えるべき目標	

第2章 対象とする災害

第1節	佐川町の概要	5
1	位置	
2	気候	
3	人口	
第2節	佐川町における主要な災害リスク	6
1	災害履歴	
2	本町の主要な災害リスク	
3	対象とする災害	

第3章 脆弱性評価

第1節	脆弱性評価の手順	11
第2節	脆弱性評価の結果概要	12
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	
2	施策分野の設定	
3	マトリクス表による既存事業の整理	
4	脆弱性評価の結果	

第4章 国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系	19
第2節 リスクシナリオに応じた対応方策	24
事前に備えるべき目標① 大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	
事前に備えるべき目標② 大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	
事前に備えるべき目標③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	
事前に備えるべき目標④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	
事前に備えるべき目標⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	
事前に備えるべき目標⑥ 大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	
事前に備えるべき目標⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと	
事前に備えるべき目標⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
事前に備えるべき目標⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	

第5章 施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方	55
第2節 重点化すべき施策	56

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制	59
1 自助・共助・公助による推進	
2 ハードとソフトの適切な組合せ	
第2節 計画の進捗管理と見直し	60

参考資料

- 1 佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員
- 2 策定経緯
- 3 佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

第2節 国土強靱化に向けた基本目標

第1章

国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。本町は、南海トラフ地震による津波被害が発生しない比較的安全な町であるものの、人的・物的被害の発生が想定されていること、台風や集中豪雨による度重なる被害が発生していることから、その対策が重要な課題となっている。

このような中、国の「国土強靱化基本計画」、高知県の「高知県強靱化計画」が策定され、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」の実現に向けた取組みが進められている。

本町においても、あらゆるリスクに対して「強靱な佐川町」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「佐川町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

「佐川町国土強靱化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」第13条に基づく国土強靱化地域計画である。本町の行政運営の指針となる佐川町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となるものである。

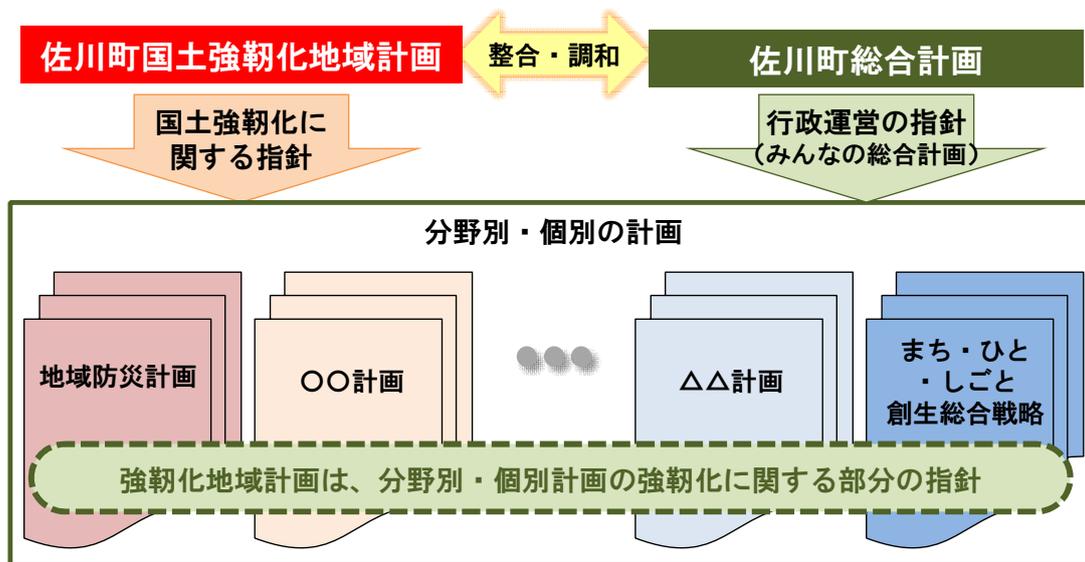


図 佐川町国土強靱化地域計画の位置付け

3 計画の期間

佐川町国土強靱化地域計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度の5年間とする。

第2節 国土強靱化に向けた基本目標

1 基本目標

佐川町国土強靱化地域計画の基本目標は、国の基本計画や高知県強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- ① 町民の生命の保護が最大限図られる
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の9つを設定する。

なお、本町の強靱化に関しては、まちの活性化や地方創生につなげていくことを一つの重要な視点として捉える。

- ① 大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること
- ② 大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること
- ④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること
- ⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
- ⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

第2章 対象とする災害

第1節 佐川町の概要

第2節 佐川町における主要な災害リスク

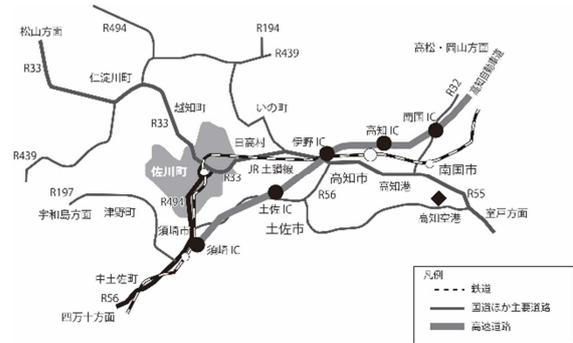
第2章

対象とする災害

第1節 佐川町の概要

1 位置

佐川町は、高知県中西部に位置し、高知市から約27km、車で1時間圏内の距離にある。総面積は約101km²、周囲は越知町、津野町、須崎市、土佐市、日高村の5市町村に囲まれている。広域的にみると、県都高知市と愛媛県を結ぶ国道33号、山間部と太平洋を結ぶ国道494号とJR土讃線が交差する交通の要所となっている。

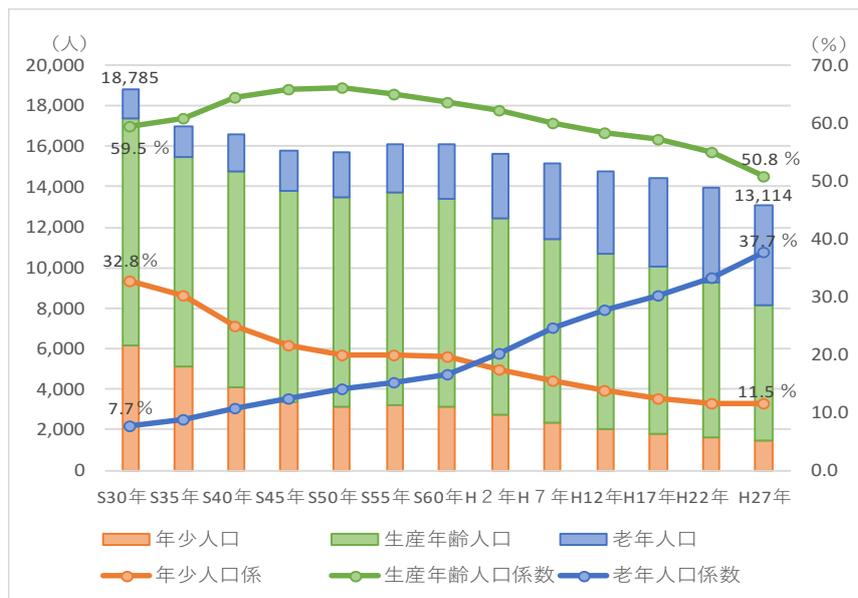


2 気候

本町は、年平均気温16.3度、年間降水量2,850mm程度で、概して温暖多雨地帯といえる。一方、昼夜の温度差が比較的大きい盆地特有の気温特性も見られる。

3 人口

本町の人口は、1955年（昭和30年）の18,785人をピークに減少をはじめ、平成27年には13,114人となっている。人口減少、少子高齢化が進んでおり、平成27年の老年人口割合は37.7%となっている。



人口の推移（参照：国勢調査）

第2節 佐川町における主要な災害リスク

1 災害履歴

(1) 地震

高知県沿岸では、過去に幾度も南海トラフ地震が発生している。昭和南海地震では、佐川付近で道路決壊、落石などの被害、斗賀野舟床では土砂崩れにより1名が死亡する被害が発生した。

地震名	西暦	規模	概要
白鳳地震	684年	M8.4	土佐で甚大な津波被害。「続日本記」に「土佐国の田苑五十余万頃（五十万町）没して海となる」と記されている
仁和地震	887年	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多くの死傷者を出した
康和地震	1099年	M8.3	南海地震と推定されている。土佐で田約1,000haが海に沈む津波。2年前に東海・東南海地震と推定される永長地震発生
正平地震	1361年	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害
慶長地震	1605年	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。甲浦・室戸岬等で死者800人以上
宝永地震	1707年	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は潮岬沖。10回余りの大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は5~26m
安政南海地震	1854年	M8.4	東海・東南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約32時間前に浜名湖沖を震央とする安政東海地震が発生。津波は土佐で11m、須崎で8.5m
昭和南海地震	1946年	M8.0	震源域は潮岬沖。高知県全体で死者・行方不明者679人、家屋流出500棟以上。宇佐、須崎、上川口で5mの津波
チリ地震	1960年	M8.3	太平洋岸の広い地域に1~4mの津波。全国で死者・行方不明者142人。県内は負傷者1人、全壊7棟

(2) 風水害

本町は、古くから浸水被害に悩まされた地域である。近年は、河川改修等が進み堤防決壊は起こっていないが、記録的な豪雨による支川の氾濫や内水滞留が生じている。

西暦	年号	概要
1890年	明治23年	9月 台風。佐川稀有の大洪水、中島堤防決壊
1908年	明治41年	8月 春日川の出水により、旧佐川町で床上浸水81戸、床下浸水47戸、水没田地68町歩、埋没高地3反5畝、山崩れ3箇所等の被害
1975年	昭和50年	8月 台風5号。著しい浸水の被害で、佐川町中心部の約70%が水没し、東隣の日高村と同様に多くの土石流や山腹崩壊が発生。佐川町の日降水量は623mmを記録。高知県全体の被害は、死者72名、行方不明者5名、重軽傷者数256名、全半壊世帯1,760世帯、床上浸水家屋12,240世帯
2003年	平成15年	5月 大雨。側溝の水のあふれによる浸水。床下浸水：甲地区2棟
2004年	平成16年	9月 台風18号。強風のため男性が転倒、軽傷。
2004年	平成16年	9月 大雨。床上浸水：甲地区16棟、乙地区1棟、斗賀野地区2棟・床下浸水：甲乙地区 50棟・公共建物被害：1件（町立佐川中学校体育館浸水）
2004年	平成16年	10月 台風23号。床上浸水：黒岩地区3棟・床下浸水：甲地区4棟、乙地区1棟、丙地区 1棟
2005年	平成17年	9月 台風14号。高知県土佐清水市に上陸。佐川町で内水浸水被害
2009年	平成21年	8月 台風9号
2010年	平成22年	7月 大雨
2013年	平成25年	10月 台風27号。土砂災害警戒情報の発表を受け、町内全域に対し、避難勧告を発令
2014年	平成26年	8月 台風12号。土砂災害警戒情報の発表を受け、町内全域に対し、避難勧告を発令
2014年	平成26年	8月 台風11号。台風12号の影響を踏まえ、大雨注意報の発表中に、町内全域に対し、避難勧告を発令

2 本町の主要な災害リスク

(1) 南海トラフ地震による人的・物的被害

本町は、南海トラフ巨大地震によって、1,400棟の建物被害（建物総数の12%）、90人の死者数（総人口の0.6%）、760人の負傷者数（総人口の5%）の被害が想定されている。特に、揺れによる建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されていることから、その対策が求められている。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となっている。

表 全壊棟数・焼失棟数 (単位：棟)

被災ケース	建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
L1	12,077	*	*	*	*	*
陸側		*	1,400	10	60	1,400

表 人的被害 死者数 (単位：人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物 移動・転倒、屋 内落下物	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
陸側		90	*	*	*	*	90

表 人的被害 負傷者数 (単位：人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物 移動・転倒、屋 内落下物	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
陸側		760	50	*	*	*	760

表 避難者（ケース④ 冬18時） (単位：人)

	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	全避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	全避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者
陸側	2,100	1,200	820	3,300	1,700	1,700	4,000	1,200	2,800

*：若干数 ※四捨五入の関係で合計があわない場合がある
参照：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について（平成25年5月）

(2) 古い街並みにおける災害の脆弱性

本町のの上町地区は、伝統的な商家住宅や酒蔵などが街並みを形成し、平成20年度には歴史的風致維持向上計画の重点区域に認定されている。これらの街並みは、本町の産業・景観・観光等の貴重な地域資源となっている。

一方、伝統的な街並みをはじめ、本町には、昭和56年以前の耐震基準で建設された住宅が密集した地域が見られ、地震による揺れや火災等のリスクに脆弱な街並みを有しており、住民や来訪者にとって安全・安心に過ごせる街並みを形成することが求められている。



佐川町の伝統的な街並み

(3) 風水害等に対する懸念

近年、時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成27年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、仁淀川等における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、本町には、日下川、柳瀬川、春日川等の数多くの中小河川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。

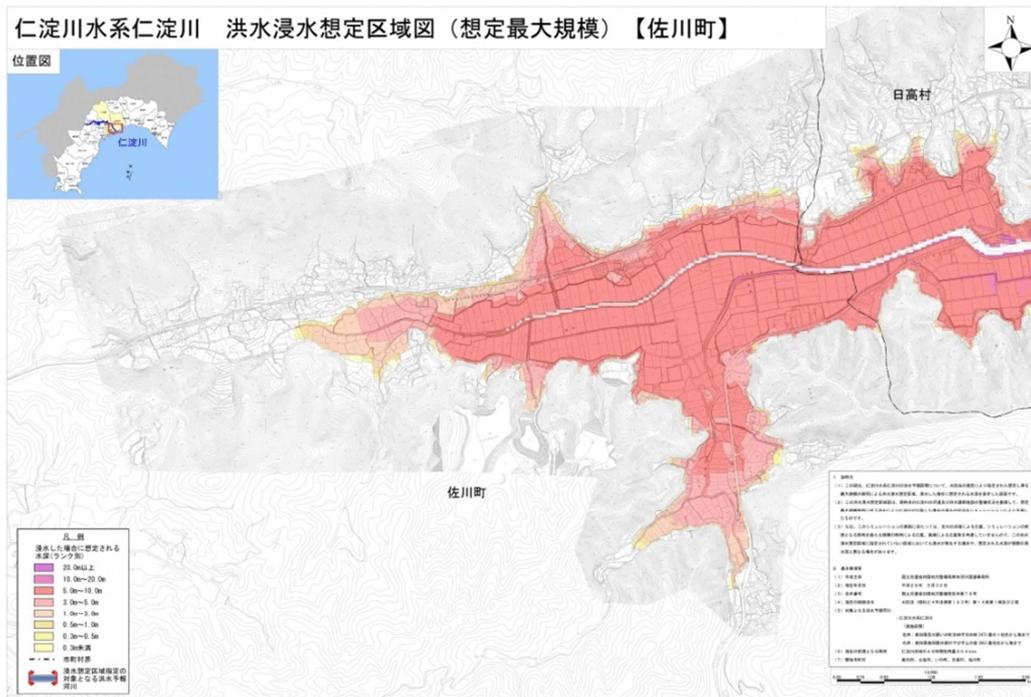


図 仁淀川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）
参照：国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

3 対象とする災害

本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国土強靱化基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本町の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のように設定する。

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
南海トラフ地震		高知県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
台風・梅雨前線豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	柳瀬川、日下川、春日川の氾濫等
	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所の崩壊
大規模火災		糸魚川駅北大火のように、木造住宅の密集地にて強風等による大火	木造住宅の密集地における大火等
武力攻撃		弾道ミサイル等の武力攻撃の発生	弾道ミサイルが高知県を通過する可能性
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の手順

第2節 脆弱性評価の結果概要

第3章

脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の手順

脆弱性評価は、国が示した評価手法を参考に、以下の手順で実施した。

- ① 9つの事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定
- ② リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、総合計画の施策分野（教育／産業と仕事／結婚・出産・育児／観光振興と情報発信／健康と福祉／安全・安心／行財政）を設定
- ③ リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の事業を整理
- ④ 「マトリクス表」を用いて、最悪の事態を回避するための課題及び必要な取組を分析

第2節 脆弱性評価の結果概要

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態
	1-6	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態
②大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
③大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態
④大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑤大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
⑥大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態
	7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態
	7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
⑧大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

2 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、総合計画の施策分野（教育／産業と仕事／結婚・出産・育児／観光振興と情報発信／健康と福祉／安全・安心／行財政）を設定した。

3 マトリクス表による既存事業の整理

リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の施策・事業の整理を行った。

4 脆弱性評価の結果

マトリクス表に整理した既存の施策・事業を踏まえながら、「どのようなことが起ころうとも、最悪の事態に陥ることはないか」という観点から、不足している施策を確認し、課題を抽出する脆弱性評価を行った。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	個別施策分野							脆弱性評価
		①教育	②産業と仕事	③結婚・出産・育児	④観光振興と情報発信	⑤健康と福祉	⑥安全・安心	⑦行財政	
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生
	1-2)	
2.

佐川町の
既往施策の整理

リスクシナリオ
ごとの脆弱性評価

以下に、脆弱性評価結果の概要を示す。

■ リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
①大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 ・人的被害の軽減に向け、住宅の耐震化を進めることが最重要課題。 ・耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要。
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発生させないという前提のもと、発生した際の速やかな初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要。 ・住民一人ひとりの心がけを高め、未然防止を図ることが必要。 ・地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。 ・住宅の密集した地域における対策が必要。
	1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携のもと、河川改修や浚渫、維持管理に取り組むことが必要。 ・浸水想定区域等の周知を図ることが必要。
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等の対策が必要。 ・林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。
	1-5	弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な情報伝達を行うとともに、適正な行動をとることの周知を図ることが必要。
	1-6	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や避難勧告等の情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。 ・適切な時期に適切な避難情報を発令することが必要。 ・自らの判断で避難行動をとることができるよう、自ら考える力を高めていくことが必要。 ・避難行動要支援者をはじめ、全ての住民が円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
②大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要。 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要。
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 孤立が想定される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	<ul style="list-style-type: none"> 警察・消防等が被災することを想定した対策が必要である。 地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の育成支援に努めることが必要。 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	<ul style="list-style-type: none"> 適正な避難所・福祉避難所の確保に努めることが必要。 住民が主体となった避難所運営に向けた取組が必要。 避難生活の長期化に備えた対応が必要。
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の耐震化や災害発生時の体制強化、人材の確保に努めることが必要。 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後の被災者の健康支援に取り組むことが必要。
③大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	<ul style="list-style-type: none"> 警察や町、関係機関との情報共有体制の構築に取り組むことが必要。 災害発生時の治安悪化に関して、住民一人ひとりの認識を高めていくことが必要。
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要。 災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
④大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。 ・情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達手段の多重化に取り組むことが必要。
⑤大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の耐震化やBCPの策定を促すことが必要。
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の耐災害性の向上が必要。
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の耐震化が必要。
⑥大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要。 ・災害対応給油所の確保が必要。
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化を進めていくことが必要。 ・応急給水の体制強化に取り組むことが必要。
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化による被災の防止や早期復旧の体制整備に努めることが必要。
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。 ・災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要。
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要。
	7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の確認を行う体制づくりが必要。 ・原子力災害による被害の発生を想定した取組が必要。
	7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。 ・農地の適正管理に努めることが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
⑧大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要。
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。 建設事業者の確保をはじめ、多様な担い手の確保を想定しておくことが必要。
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな住まいの確保に向けた体制強化が必要。 応急期・復旧期・復興期の状況に応じた適切な住まいの確保が必要。 被災者の生活再建支援を行う体制強化に努めることが必要。
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	<ul style="list-style-type: none"> 様々な機会を通して住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることが必要。
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の担い手となる自主防災組織をはじめとした多様な組織の活動支援に努めることが必要。

第4章 国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系

第2節 リスクシナリオに応じた対応方策

第4章

国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた佐川町の国土強靱化に向けた対応方策の体系を以下のように整理する。

事前に備えるべき

目標①

大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	1-1-①	公共施設の耐震化等
		1-1-②	住宅の耐震化等
		1-1-③	各種補助事業の利用促進
		1-1-④	一人ひとりの命を守る対策
1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態	1-2-①	家庭・事業者における火災の未然防止
		1-2-②	大規模火災の発生抑制
		1-2-③	初期消火の体制強化
		1-2-④	常備消防力の維持・強化
		1-2-⑤	消防団等の活動の活性化
		1-2-⑥	火災に強いまちづくり
1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	1-3-①	河川改修等の促進
		1-3-②	危険箇所の周知
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	1-4-①	土砂災害警戒区域等の対策の推進
		1-4-②	危険箇所の周知
		1-4-③	ため池の対策
		1-4-④	森林の適正管理
1-5	弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態	1-5-①	情報伝達体制の強化
		1-5-②	適正な避難行動の周知
1-6	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態	1-6-①	情報伝達体制の強化
		1-6-②	避難勧告等の適正な発令
		1-6-③	住民一人ひとりの適正な避難行動
		1-6-④	避難行動要支援者対策

事前に備えるべき
目標②

大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	2-1-①	適切な役割分担のもとでの備蓄
		2-1-②	事業者との連携強化
		2-1-③	災害に強い道路網の形成
		2-1-④	速やかな道路啓開の実現
		2-1-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	2-2-①	孤立集落の発生抑制
		2-2-②	情報の孤立防止対策
2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	2-3-①	自助・共助による救助・救急活動の体制強化
		2-3-②	消防団等の活動の活性化
		2-3-③	災害に強い道路網の形成
		2-3-④	速やかな道路啓開の実現
		2-3-⑤	緊急時の搬送体制の確立
		2-3-⑥	情報共有体制の強化
2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	2-4-①	避難所の確保
		2-4-②	避難所の開設・運営体制づくり
		2-4-③	福祉避難所の確保
		2-4-④	避難生活の長期化への対応
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	2-5-①	医療機能の維持
		2-5-②	薬剤の備蓄
		2-5-③	地域での医療体制の確保
		2-5-④	災害に強い道路網の形成
		2-5-⑤	速やかな道路啓開の実現
		2-5-⑥	緊急時の搬送体制の確立
2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	2-6-①	健康支援活動の体制整備
		2-6-②	心の健康への専門的な支援の推進
		2-6-③	感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

事前に備えるべき
目標③

大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	3-1-①	地域の治安の維持
		3-1-②	治安悪化によって生じる事態の周知
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	3-2-①	行政機能の維持
		3-2-②	職員の資質の向上
		3-2-③	受援体制の検討

事前に備えるべき
目標④

大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
4-1	情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態	4-1-①	情報通信網の耐災害性の向上
		4-1-②	多様な情報伝達手段の周知

事前に備えるべき
目標⑤

大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態	5-1-①	事業活動の継続
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	5-2-①	危険物施設の対策
5-3	食料等の安定供給が停滞する事態	5-3-①	農業基盤の強化

事前に備えるべき
目標⑥

大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態	6-1-①	エネルギー供給事業者との連携強化
		6-1-②	災害対応給油所の確保
6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	6-2-①	水道施設の耐震化
		6-2-②	速やかな給水の確保
6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	6-3-①	農業集落排水施設の耐震化
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	6-4-①	災害に強い道路網の形成
		6-4-②	速やかな道路啓開の実現
		6-4-③	緊急時の輸送体制の確立
		6-4-④	公共交通の機能維持

事前に備えるべき
目標⑦

制御不能な二次災害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	7-1-①	ため池の対策
7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態	7-2-①	危険物施設の対策
		7-2-②	原子力災害に関する情報連絡体制の整備
		7-2-③	原子力災害発生時への備え
7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	7-3-①	森林の適正管理
		7-3-②	農地の保全・適正管理

**事前に備えるべき
目標⑧**

大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-①	災害廃棄物の適正処理の体制構築
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-①	災害に強い道路網の形成
		8-2-②	速やかな道路啓開の実現
		8-2-③	建設事業者の事業継続
		8-2-④	多様な担い手の確保
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3-①	応急危険度判定等の速やかな実施
		8-3-②	応急仮設住宅の確保
		8-3-③	復興を見据えた事前の検討
		8-3-④	被災者の生活再建の支援

**事前に備えるべき
目標⑨**

地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	9-1-①	住民一人ひとりの防災意識の高揚
		9-1-②	防災訓練の実施
9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	9-2-①	地域の防災活動の担い手の育成
		9-2-②	多様な組織の連携強化

第2節 リスクシナリオに応じた対応方策

事前に備えるべき 目標①

大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること

リスクシナリオ 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

1-1-① 公共施設の耐震化等

- 住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。その際、下記の地域住宅計画に基づく事業及び住環境整備事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、防災上重要な施設を優先的に実施するなど、効率的に実施する。

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業、地域優良賃貸住宅整備事業、定住促進活性化事業

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業

- 公共施設等総合管理計画に基づき、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、住環境整備事業等を活用し、優先的に耐震対策を行う。

（主要な施策・事業）

- ・緊急避難場所耐震化事業
- ・公共施設等総合管理計画の推進

1-1-② 住宅の耐震化等

- 南海トラフ地震から住民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、住環境整備事業等の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。

- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、住環境整備事業等を活用し、各種補助事業の継続と周知に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・木造住宅耐震化事業(耐震診断、耐震改修)
- ・建築物耐震対策緊急促進事業
- ・住宅リフォーム補助金
- ・佐川町家具転倒防止金具等取付事業
- ・コンクリートブロック塀等耐震対策事業

1-1-③ 各種補助事業の利用促進

- 耐震化に向けた各種の補助事業に関して住民への周知を図り、対策の必要性を理解していただくことが重要であり、防災まちづくりサロン開催時に細やかな情報発信や身近な取組の紹介を行うとともに、自主防災組織・自治会や民間事業者（設計事務所、工務店）との連携を図りながら各種の啓発活動に取り組む。特に、高齢者に対しても、命を守るために不可欠な取組であることの周知を図る。
- ブロック塀の転倒が懸念される危険箇所の把握に向け、地区ごとの危険箇所マップの作成などの取組みを自主防災組織に促す。
- 各種補助事業の更なる利用促進を促すために、事務手続きの簡素化の検討に努める。

(主要な施策・事業)

- ・防災まちづくりサロンでの住宅の耐震化の啓発、危機意識の向上
- ・ブロック塀等の地区別の危険箇所のマップづくりの促進(自主防災組織活動支援事業)
- ・耐震化に向けた戸別訪問
- ・新たな利用促進策の検討(事務手続きの簡素化)
- ・耐震診断・耐震改修を行う事業者の確保、連携強化

1-1-④ 一人ひとりの命を守る対策

- 住民一人ひとりが命を守る行動をとることができるよう、様々な機会を通じた啓発や備品の購入支援に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・防災まちづくりサロンでの防災を自分事としてとらえるための啓発
- ・「さかわ家族防災会議の日」の月ごとのテーマ設定と周知
- ・学校でのヘルメット配布

リスクシナリオ 1-2 住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

1-2-① 家庭・事業者における火災の未然防止

- 火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通じた防災意識の向上に努める。
- 住宅への火災警報器の設置が法令により義務化されていることの周知を図る。

(主要な施策・事業)

- ・火事の発生抑制に向けた啓発
- ・住宅防火診断の実施(独居及び高齢者世帯の訪問診断)

1-2-② 大規模火災の発生抑制

- 失火や地震による延焼を伴う大規模な火災を発生させないように、住民の防災意識の向上や消防力の強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・感震ブレーカーの普及に向けた啓発
- ・避難時において可能な範囲でガスの元栓を閉める、ブレーカーを遮断する行動等の啓発活動
- ・園芸ハウス用重油タンクの重油流出防止に係る二次災害防止対策

1-2-③ 初期消火の体制強化

- 大規模火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。

(主要な施策・事業)

- ・自主防災組織への消火器設置の助成(自主防災組織活動支援事業)
- ・消火器の設置義務のない事業者や老朽住宅の密集地への消火器設置の補助事業の創設
- ・住宅用火災警報器の設置促進
- ・防災まちづくりサロンでの消火器設置の啓発

1-2-④ 常備消防力の維持・強化

- 常備消防力の維持・強化に向け、消防車両や消防器具等の適正な維持管理・更新に努める。

(主要な施策・事業)

- ・消防車両更新・維持管理業務
- ・消火栓、防火水槽の維持管理業務

1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化

- 消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や演習・訓練の実施に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」の周知を通じて、事業所の理解と協力を得るなどにより、町職員以外の消防団員の確保や若手消防団員の確保に努める。
- 尾川婦人防火クラブの活動支援を通じて、家庭・地域での火災予防知識の習得や防火意識の高揚を図るとともに、他地区での組織化を促す。
- 地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討する。

(主要な施策・事業)

- ・消防団演習・訓練等実施事業
- ・装備強化事業
- ・女性防火クラブの他地区での組織化の促進
- ・関係機関が一体となった合同訓練の実施

1-2-⑥ 火災に強いまちづくり

- 地域住民はもとより、町並みを訪れる観光客が、安全・安心して過ごせる街並みの形成に向け、火災に強いまちづくりに努める。
- 火災に強いまちづくりに向け、空き家・空き店舗の改修や除却に取り組む。
- 避難経路の確保や消防車両の円滑な進入路の確保、延焼防止機能の確保に向け、細街路の拡幅や交差点改良、オープンスペース確保に取り組む。

- 大規模火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器の設置を促す。

(主要な施策・事業)

- ・空き店舗活用補助金事業
- ・空き家改修
- ・空き家バンク充実
- ・老朽住宅除却事業
- ・消火器の設置義務のない事業者や老朽住宅の密集地への消火器設置の補助事業の創設
- ・防災まちづくりサロンでの消火器設置の啓発

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

1-3-① 河川改修等の促進

- 関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫、維持管理に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・柳瀬川河川改修
- ・農業用排水路施設の点検・確認(基盤整備事業)

1-3-② 危険箇所の周知

- 水防法の改正を踏まえた想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、住民への幅広い周知に努める。

(主要な施策・事業)

- ・「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく仁淀川の減災に係る取組
- ・「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川の減災に係る取組

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

1-4-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進

- 関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、計画的な土砂災害警戒区域等の対策に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・がけくずれ住家防災対策事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業

1-4-② 危険箇所の周知

- 県が進めている土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、危険箇所の周知に努める。また、土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。

(主要な施策・事業)

- ・土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
- ・自主防災組織による防災マップ作り講習会の実施(自主防災組織活動支援事業)
- ・大規模土砂災害の危険性に関する講習会・防災学習の実施
- ・法の対象とならない危険箇所の把握と周知

1-4-③ ため池の対策

- 本町には、ため池危険地区が3箇所（龍王ため池、1号調整池、2号調整池）あり、大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、必要に応じて対策に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ため池の定期的な点検と維持補修

1-4-④ 森林の適正管理

- 自伐型林業の推進をはじめ、多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努

める。

- 関係機関との連携のもと、森林における危険箇所の定期的な点検や必要に応じた対策を行う。
- 森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることの周知を図るとともに、学校教育における森林保全意識の高揚に努める。

(主要な施策・事業)

- ・林家のスキル向上の場づくり
- ・自伐型林業に従事する地域おこし協力隊の雇用
- ・放置されている山林資源の一元管理、整備
- ・林業従事者への支援体制強化
- ・森づくりの普及、啓発活動の推進
- ・森林における危険箇所の点検や治山対策

リスクシナリオ 1-5 弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態

1-5-① 情報伝達体制の強化

- J-A-L-E-R-Tから伝達される情報を、各住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練・学習会の実施に努める。

(主要な施策・事業)

- ・防災行政無線維持管理事業
- ・防災行政無線戸別受信機整備事業
- ・佐川町メール配信システム事業
- ・関係機関のSNS活用
- ・防災訓練や防災学習会の実施

1-5-② 適正な避難行動の周知

- 住民一人ひとりが速やかな避難行動をとることができるよう、内閣官房HPに示されている「弾道ミサイルの落下時の行動について」等の広報資料を活用しながら周知に努める。

(主要な施策・事業)

- ・危機事象の発生時においてとるべき行動の周知

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われなかったことにより、多数の死傷者が発生する事態

1-6-① 情報伝達体制の強化

- J-ALERTから伝達される情報を、各住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練・学習会の実施に努める。
- 情報伝達手段の多重化に向け、関係機関のSNSの活用に努める。

(主要な施策・事業)

- ・防災行政無線維持管理事業
- ・防災行政無線戸別受信機整備事業
- ・佐川町メール配信システム事業
- ・関係機関のSNS活用
- ・防災訓練や防災学習会の実施

1-6-② 避難勧告等の適切な発令

- 避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成29年1月31日）を踏まえ、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成28年3月）の見直しを行う。

(主要な施策・事業)

- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し

1-6-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動

- 住民一人ひとりが、町から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練や防災学習会、防災まちづくりサロンの開催を通じて啓発・周知を図る。
- 災害種別に応じて適切な避難行動を行うことができるよう、世帯ごとの避難計画の作成支援と避難支援体制の整備に向け、防災チェックシートの配布や防災まちづくりサロンの実施に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・防災訓練や防災学習会の実施
- ・防災チェックシートの印刷・配布
- ・防災まちづくりサロンの開催

1-6-④ 避難行動要支援者対策

- 避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。
- 避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生委員、自治会、町の連携のもと、避難支援者の決定や個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・避難行動要支援者名簿の作成(災害時要配慮者避難支援)
- ・災害時要配慮者避難支援体制の確立

事前に備えるべき
目標②

大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態

2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

- 被害想定に基づいた備蓄計画の策定を行うとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで備蓄の推進に取り組む。
- 家庭や地域において、一人3日分以上の食料・備蓄を促していくため、啓発活動や自主防災組織における備蓄の支援に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・備蓄品整備事業
- ・家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発(防災まちづくりサロン)

2-1-② 事業者との連携強化

- 事業者との「災害時における自動販売機の無料解除」や「災害時における物資の供給に関する協定」の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・災害時における物資の供給に関する協定の締結

2-1-③ 災害に強い道路網の形成

- 関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。

(主要な施策・事業)

- ・道路、橋梁の長寿命化計画の推進(地方道路交付金事業)

2-1-④ 速やかな道路啓開の実現

- 「四国広域道路啓開計画」(四国おうぎ(扇)作戦)(四国道路啓開等協議会)に基づき、国・県・町・事業者の役割分担の明確化や訓練の実施により、速やかな道路啓開

への備えに取り組む。

- 土木・建設事業者との「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結に取り組み、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。
- 道路啓開において発生する災害廃棄物や土砂の仮置場の確保に向け、候補地の抽出を行う。
- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行う。また、ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。

（主要な施策・事業）

- ・災害時における応急対策業務に関する協定の締結
- ・町内の道路啓開計画（事業者ごとの担当区域の設定）の策定検討
- ・道路啓開の訓練の実施
- ・町有車両の緊急通行車両としての届出
- ・関係機関への事前届出制度の周知

2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立

- 緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理や新規整備場所の確保に取り組む。
- 緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、物資の配送計画の作成に取り組む。

（主要な施策・事業）

- ・緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理
- ・緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
- ・桜座をモデルとした物資配送マニュアルの作成、見直し

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態

2-2-① 孤立集落の発生抑制

- 孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておくとともに、当該集落付近に緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業

2-2-② 情報の孤立防止対策

- 土砂の崩壊や電柱の倒壊が発生した場合、電話線の切断による通信障害から情報の孤立が生じるおそれがある。そのため、孤立が想定される集落において、非常時に外部との通信が確保できるように災害に強い情報通信設備（戸別受信機、移動系防災行政無線、衛星携帯電話）の配備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・災害に強い情報通信設備の配備(多様な情報通信手段の活用)

リスクシナリオ 2-3 警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

2-3-① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化

- 大規模災害時においては、警察・消防等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織や防災となり組による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・防災資機材(バールや救急箱等)の整備(自主防災組織活動支援事業)
- ・防災講習の実施

2-3-② 消防団等の活動の活性化

「1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化」と内容は同じ。

2-3-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-3-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-3-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

2-3-⑥ 情報共有体制の強化

- 自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。
- 集落で交通や通信が途絶した際に、救助が必要な事態が生じた際に備え、上空のヘリから認識できるSOSサインのルールづくりを検討する。

(主要な施策・事業)

- ・受援計画の作成
- ・上空のヘリから確認できるSOSサインのルールに関する情報収集

リスクシナリオ 2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態

2-4-① 避難所の確保

- 災害の種別に応じた避難所の確保に努めるとともに、拠点避難所における備蓄の整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・拠点避難所の機能強化(備蓄品整備事業)

2-4-② 避難所の開設・運営体制づくり

- 地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの作成やマニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・避難所運営マニュアルの作成、見直し
- ・避難所運営マニュアルに基づく訓練

2-4-③ 福祉避難所の確保

- 災害時における要配慮者の収容保護のために、「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結に取組み、福祉避難所の確保に努める。また、関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護をする人の人材確保に努める。

(主要な施策・事業)

- ・「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結
- ・福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施
- ・広域福祉避難所訓練(福祉避難所整備事業)
- ・介護をする人の事前登録による人材確保

2-4-④ 避難生活の長期化への対応

- 関係機関との連携のもと、避難者の健康相談や心のケアを行う体制づくりに努める。

(主要な施策・事業)

- ・南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり

リスクシナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態

2-5-① 医療機能の維持

- 医療救護病院となる佐川町立高北国民健康保険病院の耐震化が行われており、BCPの作成や職員初動マニュアルの見直しにより、災害時における医療機能の維持を図る。
- 佐川町立高北国民健康保険病院における救護訓練の継続実施に努めるとともに、地域と協働での訓練を通じて、地域の医療関係者との連携強化に努める。
- 大規模災害時には、佐川町立高北国民健康保険病院に医療救護所が開設されることの周知を図る。

(主要な施策・事業)

- ・佐川町立高北国民健康保険病院における救護訓練
- ・佐川町災害医療救護計画の作成、見直し
- ・佐川町立高北国民健康保険病院のBCP作成
- ・佐川町立高北国民健康保険病院の初動マニュアルの見直し
- ・医療救護所の開設に関する周知

2-5-② 薬剤の備蓄

- 大規模災害時においては、医療機関が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じたりすることにより、医療機能が麻痺する事態が想定されることから、医療救護所で必要となる薬剤の備蓄に努める。

(主要な施策・事業)

- ・薬剤の備蓄

2-5-③ 地域での医療体制の確保

- 道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。

(主要な施策・事業)

- ・地域に在住する医療関係者のネットワークづくり
- ・医療救護所の開設に必要な資機材の保管

2-5-④ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-5-⑤ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-5-⑥ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

リスクシナリオ 2-6 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

2-6-① 健康支援活動の体制整備

- 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たる。

(主要な施策・事業)

- ・南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく災害発生後の被災者の健康支援体制の構築

2-6-② 心の健康への専門的な支援の推進

- 被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

(主要な施策・事業)

- ・南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり

2-6-③ 感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

- 避難所における感染症やインフルエンザの流行を予防するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。また、感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置についても検討しておく。

(主要な施策・事業)

- ・南海トラフ地震時保健活動マニュアルの見直し
- ・感染症対策の実施に向けた体制強化
- ・防疫活動の実施に向けた体制強化

事前に備えるべき

目標③

大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

リスクシナリオ 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態

3-1-① 地域の治安の維持

- 大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、災害時における警察や町、関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段の確認を実施する。

(主要な施策・事業)

- ・関係機関連絡協議会による災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認

3-1-② 治安悪化によって生じる事態の周知

- 警察機能の低下が生じた際には、無人となった住宅・店舗、コンビニエンスストアのATM、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安悪化によって生じる事態の周知に努める。

(主要な施策・事業)

- ・災害時における治安悪化によって生じる事態に関する啓発

リスクシナリオ 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態

3-2-① 行政機能の維持

- 大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（BCP）や初動対応マニュアルの作成に取り組む。
- また、BCPや初動対応マニュアルが適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。
- 大規模災害時には、職員だけの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討していく。

(主要な施策・事業)

- ・BCPの見直し
- ・職員初動マニュアルの見直し
- ・職員参集訓練の実施
- ・災害対策本部訓練(BCP、初動マニュアルに基づく訓練)の実施
- ・協定締結による関係団体との連携強化

3-2-② 職員の資質向上

- 新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努める。

(主要な施策・事業)

- ・職場外研修推進事業
- ・新規採用職員等研修事業

3-2-③ 受援体制の検討

- 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。
- 応急期における救援・救助機関の活動拠点となる霧生関防災拠点施設の維持管理に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・受援計画の作成
- ・霧生関防災拠点施設の維持管理

事前に備えるべき

目標④

大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

リスクシナリオ 4-1 情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態

4-1-① 情報通信網の耐災害性の向上

- 防災行政無線をはじめとした情報伝達手段の耐災害性の向上を図る。また、ICT（情報通信技術）の進歩をタイムリーに捉え、常に最適な情報通信手段の検討に努める。
- ラジオは、災害発生時の貴重な情報入手手段であるが、町内にてAMラジオを視聴できない地域があることから、その解消を民放ラジオ放送事業者や国（総務省）に要望する。

（主要な施策・事業）

- ・防災行政無線維持管理事業
- ・防災行政無線戸別受信機整備事業
- ・佐川町メール配信システム事業
- ・関係機関のSNS活用
- ・主要な避難所へのWi-Fi設備の設置検討
- ・ラジオの難視聴地域の解消に向けた要望

4-1-② 多様な情報伝達手段の周知

- 災害発生時に、確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用して、自主防災組織の代表者への防災行政無線の使用方法的周知や、戸別受信機の使用方法的周知に努める。
- 災害時に、情報の寸断が発生した場合における安否確認等における情報伝達手段として、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発に努める。

（主要な施策・事業）

- ・戸別受信機の使用方法的周知
- ・災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発

事前に備えるべき

目標⑤

大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 5-1 地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態

5-1-① 事業活動の継続

- 大規模な災害が発生した際においても、事業継続が図られるよう、事業所の耐震化やBCPの作成を促す。

(主要な施策・事業)

・地場企業のBCP作成支援

リスクシナリオ 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

5-2-① 危険物施設の対策

- 危険物施設における大規模災害時の損壊、火災、爆発等が生じないように、事業者の理解と協力を得ながら耐災害性の向上に努める。

(主要な施策・事業)

・危険物施設の耐災害性の向上に向けた啓発

リスクシナリオ 5-3 食料等の安定供給が停滞する事態

5-3-① 農業基盤の強化

- 本町の基幹産業である第1次産業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の長寿命化計画の作成による産業基盤の強化に努める。

(主要な施策・事業)

・基盤整備事業

事前に備えるべき
目標⑥

大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

リスクシナリオ 6-1 電気、石油、LPガスの供給が停止する事態

6-1-① エネルギー供給事業者との連携強化

- 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。
- 電力会社が実施している電力設備の復旧訓練の継続実施を促すとともに、町や地域との合同訓練についても検討する。

(主要な施策・事業)

- ・エネルギー供給事業者との協定締結
- ・電力会社が実施している電力設備の復旧訓練

6-1-② 災害対応給油所の確保

- 大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるように、災害対応給油所の確保に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・災害対応給油所整備事業

リスクシナリオ 6-2 上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態

6-2-① 水道施設の耐震化

- 作成した水道事業経営計画に基づき、水道施設の耐震化に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・老朽管路更新事業
- ・基幹施設耐震診断・設計・補強

6-2-② 速やかな給水の確保

- 災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定の締結に取り組む。
- 水道施設が損傷した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・水道の復旧に従事する民間事業者との協定締結
- ・応急給水の実施に向けた関係機関との連携強化

リスクシナリオ 6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

6-3-① 農業集落排水施設の耐震化

- 農業集落排水施設の耐震化や農業集落排水事業BCPの作成に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・農業集落排水施設の耐震化
- ・農業集落排水事業BCPの作成

リスクシナリオ 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

6-4-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

6-4-③ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

6-4-④ 公共交通の機能維持

- 災害時においても鉄道やバスの公共交通が維持されるよう、運行事業者におけるBCPの作成を促す。

(主要な施策・事業)

- ・運行事業者のBCP作成促進

事前に備えるべき
目標⑦

制御不能な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する
事態

7-1-① ため池の対策

「1-4-③ ため池の対策」と内容は同じ。

リスクシナリオ 7-2 有害物質等が大規模拡散・流出する事態

7-2-① 危険物施設の対策

- 大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・被災した危険物施設の緊急点検の実施体制の充実強化

7-2-② 原子力災害に関する情報連絡体制の整備

- 原子力災害に関する情報収集及び連絡を円滑に行うため、情報伝達手段の適正な維持管理を行う。

(主要な施策・事業)

- ・住民への迅速な情報伝達の準備

7-2-③ 原子力災害発生時への備え

- 万が一、原子力災害が生じた際に備え、迅速な住民への伝達、必要に応じて屋内退避の措置や安定ヨウ素剤の配布、食料・飲料水の接種制限の措置の実施に向けた体制整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・適切な屋内退避、避難等の勧告又は指示の発令に関する訓練

リスクシナリオ 7-3 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

7-3-① 森林の適正管理

「1-4-④ 森林の適正管理」と内容は同じ。

7-3-② 農地の保全・適正管理

- 農業水利施設の長寿命化計画の作成をはじめとした多様な農業振興施策の推進を図り、農地の適正管理に努める。

(主要な施策・事業)

- ・基盤整備事業
- ・耕作放棄地の情報管理
- ・中山間地域等直接支払
- ・多面的機能支払
- ・中山間・多面的事務の支援体制

事前に備えるべき

目標⑧

大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

- 速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。
- 災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。

(主要な施策・事業)

- ・災害廃棄物処理計画の策定、見直し
- ・災害廃棄物の受入・処理等に関する民間事業者との協定

リスクシナリオ 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

8-2-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

8-2-③ 建設事業者の事業継続

- 災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、BCPの策定を促す。また、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努める。
- 建設事業者の育成に向け、高知県が実施する各種研修の情報提供に努める。

(主要な施策・事業)

- ・地場企業(建設事業者)のBCP作成支援
- ・建設事業者の所有する重機や資機材、人材の把握
- ・建設事業者の育成

8-2-④ 多様な担い手の確保

- 大規模災害時における建設関係技術者の人材確保に向け、行政（県や町）の技術職員OBやボランティアの確保・育成に努める。
- 復旧・復興の重要な担い手となるボランティアの円滑な受入に向け、ボランティアセンターの開設、運営の訓練に努める。

(主要な施策・事業)

- ・技術職員OBの名簿作成、更新
- ・ボランティアセンター運営訓練

リスクシナリオ 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-① 応急危険度判定等の速やかな実施

- 大規模地震の発生後、被害の拡大を防ぐとともに速やかな住まいの確保を行うために、県や建築士会との連携を図りながら、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。
- 大規模地震や大雨等による宅地の崩壊危険度の判定を行う被災宅地危険度判定の速やかな実施に向け、被災宅地危険度判定士の育成に努める。
- 被災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊を調査する住家被害認定士の育成に努める。

(主要な施策・事業)

- ・建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- ・被災宅地危険度判定士の育成
- ・住家被害認定士の育成

8-3-② 応急仮設住宅の確保

- 速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を行うとともに、建設事業者との協定締結を検討する。

(主要な施策・事業)

- ・建設事業者との協定締結

8-3-③ 復興を見据えた事前の検討

- 大規模な災害が発生した場合において、速やかな復興の実現に向け、震災復興都市計画に基づく訓練を実施する。
- 速やかな復興事業の実現に向け、地籍調査の推進や相続手続きの適正化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・震災復興都市計画に基づく訓練への参加
- ・地籍調査の推進
- ・相続手続きの適正化に向けた啓発

8-3-④ 被災者の生活再建の支援

- 被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- り災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊等を調査する住家被害認定士の育成に努める。
- り災家屋証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取り組む。
- 災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援する「被災者支援システム」の活用に向けた研修会の実施により、災害対応時の対応能力の向上に努める。

(主要な施策・事業)

- ・建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- ・住家被害認定士の育成
- ・被災者支援システムの活用に向けた研修会の実施
- ・各種手続きに関する研修への参加

事前に備えるべき

目標⑨

地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

リスクシナリオ 9-1 住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

9-1-① 住民一人ひとりの防災意識の高揚

- 防災訓練や防災学習会、防災まちづくりサロン、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。
- 「さかわ家族防災会議の日」（毎月第2日曜日）の取組を通じ、家庭で防災について話し合いの場を持つ機会の創出に努める。

(主要な施策・事業)

- ・防災チェックシートの印刷、全戸配布
- ・防災まちづくりサロンの開催
- ・防災教育の体系化の検討
- ・防災講習の実施
- ・出前講座の実施
- ・「さかわ家族防災会議の日」の月ごとのテーマ設定と周知

9-1-② 防災訓練の実施

- 定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練に努める。

(主要な施策・事業)

- ・防災訓練や防災学習会の開催

リスクシナリオ 9-2 人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

9-2-① 地域の防災活動の担い手の育成

- 地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめ、消防団や女性防火クラブ、防災となり組の活動支援に努める。
- また、地域の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、防災士の資格取得の支援に

取組む。

- 災害時における共助が発揮されるためには、日常からの住民同士の交流が重要であることから、集落活動センターやあったかふれあいセンターを活用した交流機会の創出に努める。

(主要な施策・事業)

- ・自主防災組織組織化事業
- ・自主防災組織活動支援事業
- ・「防災となり組」の組織化、安否確認訓練の実施
- ・防災士の育成支援
- ・集落活動センターでの活動の活性化

9-2-② 多様な組織の連携強化

- 住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、県、町、その他の関係者が、協働の体制により、防災・減災対策に努める。

(主要な施策・事業)

- ・中学生の防災活動への参加機会の創出

第5章 施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方

第2節 重点化すべき施策

第5章

施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方

1 施策の重点化の考え方

佐川町において大規模な被害が発生する自然災害としては、南海トラフ地震があげられ、建物倒壊を起因とする人的被害が多くなっている。また、地震の揺れによる急傾斜地の崩壊の発生や地震火災等においても人的被害の発生が懸念される。

ただし、津波被害のある沿岸部の市町村に比べると安全なまちであり、南海トラフ地震が発生した際にも、人命を守ることで、地域・産業・行政機能等の維持を図ることが可能と考える。

そこで、以下の目標を掲げ、効果的・重点的に施策の推進を図ることとする。

■施策の重点化における目標

南海トラフ地震からの犠牲者の発生“0”をめざす
～命を守る～

本町において、多くの犠牲者が想定される南海トラフ地震が発生した場合においても、確実な避難行動や災害に強いまちづくりの実現等により、一人の犠牲者も出さないという決意を持って取組を進める。

■施策の重点化において対象とする災害

本町において、南海トラフ地震によって死者90人が想定されている建物倒壊とともに、発生した際に人的被害が懸念される急傾斜地崩壊と火災を対象とする。

建物倒壊

急傾斜地崩壊

火災

第2節 重点化すべき施策

施策の重点化の目標に掲げた「南海トラフ地震からの犠牲者の発生“0”をめざす～命を守る～」の実現に向け、以下のリスクシナリオに該当する施策・事業を「重点化すべき施策」として位置付ける。

リスクシナリオ
1-1

建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

南海トラフ地震の被害想定にて死者が想定されている「建物倒壊」への対策は、「犠牲者の発生“0”」の実現に向けて最も重要な取組と言える。

そのため、自らの命は、自らが守るという意識を高め、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等の取組の加速化を図る。

リスクシナリオ
1-2

住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

本町には住宅が密集した市街地があり、地震火災が発生した際には、甚大な被害につながるおそれがある。

地震火災の対策は、まず“火災を発生させない”という未然防止、“小さな火のうちに消す”という初期消火が重要であり、住民一人ひとりの防火意識の高揚や初期消火体制の強化等の取組を推進していく。

リスクシナリオ
1-4

大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

本町には、多くの土砂災害等の危険箇所が存在しており、南海トラフ地震において土砂災害等が発生するおそれがある。

危険箇所の解消に向けた対策工事を関係機関との連携のもと計画的に進めていくが、多くの時間・予算等を要することから、「犠牲者の発生“0”」の実現を効果的に進めるため、住民一人ひとりの危険箇所の理解を深め、適切な避難行動を促す取組を推進していく。

リスクシナリオ
9-1**住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態**

「犠牲者の発生“0”」の実現には、災害対応を“自分事”として考え、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが不可欠である。

防災まちづくりサロンや関係機関が実施する防災学習、自主防災組織による防災訓練等に、住民一人ひとりが積極的に参加する機運を高めるための取組を推進していく。

リスクシナリオ
9-2**人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態**

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域活力の低下が懸念されている。

平時におけるコミュニティの活性化に向けた取組が、災害時における共助を高めることにつながることから、様々なまちづくり活動等の取組を促していく。

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制

第2節 計画の進捗管理と見直し

第6章

計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制

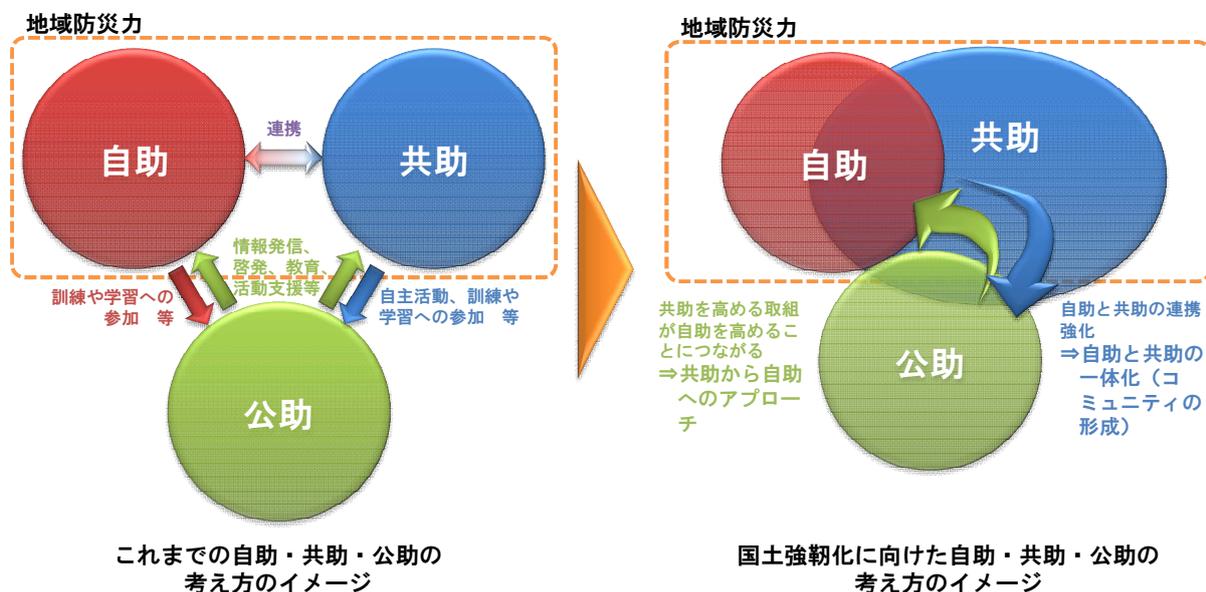
1 自助・共助・公助による推進

強靱化の実現には、本町の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る。

なお、地域防災力の向上には、“共助”の役割が重要であり、町と関係機関の連携を高めながら効果的な施策の推進に努める。

■佐川町の国土強靱化の取組に向けた自助・共助・公助の考え方のイメージ

- ・「自助」は「共助」の一翼を担う一体的なものとの認識のもと、共助をターゲットとした取組を進めることで、効果的に「自助」を高めていくことが期待される。
- ・国土強靱化に向けた取組において、「共助」の担う役割は大きく、「自助」と「公助」を効果的に結びつける役割を担うことが期待される。



2 ハードとソフトの適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

第2節 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく施策・事業の確実な推進に向け、各施策・事業の適切な進捗管理が重要になる。本計画では、主要な施策・事業の一覧を別に作成し、主管課や年次計画、概要、総合計画の施策体系での位置づけの整理を行っている。

この主要な施策・事業の一覧を使用し、毎年度実施している「総合計画の進捗管理」と同様の検証を行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行うこととする。

■主要な施策・事業の一覧（抜粋）

目標	リスクシナリオ	項目	番号	分類	主要な施策・事業	担当		備考	年次計画					概要	分野	総合計画との関連			
						主管課	連携課・団体等		130年度	131年度	132年度	133年度	134年度			施策番号	施策名	取組	事業番号
① 大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	1-1-① 公共施設の耐震化等	1	継続	緊急避難場所耐震化事業	総務			←					地域防災計画における緊急避難場所に指定されている公民館等の耐震化工事を実施。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	建築物や公共施設の耐震化の促進	291
			2	完了	小中学校施設の非構造部材の耐震化	教委								非構造部材の耐震化工事を実施。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	建築物や公共施設の耐震化の促進	292
			3	完了	佐川町立高北国民健康保険病院の耐震化	高北病院								佐川町立高北国民健康保険病院の耐震化工事を実施。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	建築物や公共施設の耐震化の促進	
			4	継続	公共施設等総合管理計画の推進	総務				←				各施設の修繕計画に基づく計画的な修繕の実施及び予算確保の徹底を図る。	行財政	42	将来を見据えた財政運営	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	379
		1-1-② 住宅の耐震化等	5	継続	木造住宅耐震化事業（耐震診断、耐震改修）	産建			←					住民が実施する、民間木造住宅の耐震化に係る費用に対して補助金を助成。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	一般住宅の耐震化の促進	295
			6	継続	建築物耐震対策緊急促進事業	産建			←					避難路沿道建築物（診断義務化建築物16件）の耐震化を実施。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	避難経路の支障とならうる空き家住宅等の対策	297
			7	継続	住宅リフォーム補助金	産建				←				耐震改修を促すため、耐震改修工事と同時に施工するリフォーム工事に対して補助金を助成。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	一般住宅の耐震化の促進	
			8	継続	佐川町家具転倒防止金具等取付事業	総務				←				高齢者世帯等を対象に家具転倒防止金具の取り付けに係る経費（シルバー人材センター）について補助金を助成。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	家具転倒防止策の推進	296
			9	継続	コンクリートブロック壁等耐震対策事業	産建				←				地震に対して危険性の高いコンクリートブロック壁の撤去や改修に対して補助金を助成。	安全・安心	32	南海トラフ地震に備えた町づくり	避難経路の支障とならうる空き家住宅等の対策	

参考資料

- 1 佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員
- 2 策定経緯
- 3 佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱

参考資料

1 佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員

機関名	職名	氏名	備考
高知大学 教育研究部自然科学系 教授 防災推進センター	副センター長	原 忠	委員長
国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所佐川国道維持出張所	所長	山本 貴弘	
高知県中央西土木事務所 越知事務所	所長	山本 寿幸	
高知県危機管理部 南海トラフ地震対策推進中央西地域本部	地域防災監	中岡 誠二	
高知県中央西福祉保健所	所長	成田 浩	
高知県中央西林業事務所	所長	山中 孝司	
高知県中央西農業振興センター	所長	玖波井 邦昭	
陸上自衛隊高知駐屯地 第50普通科連隊第3中隊	隊長	山口 晴彦	
高知県警察 佐川警察署	署長	藤谷 周三郎	
高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	松田 貞雄	
佐川町消防団	団長	岡村 統正	
佐川町立高北国民健康保険病院	看護局長	真辺 千稔	
佐川町社会福祉協議会	事務局長	田村 佳久	
佐川町商工会	会長	堀見 昇出	
高知県建設業協会 高吾北支部	支部長	嶋崎 勝昭	
四国電力(株) 中村支店 佐川電力センター	所長	吉川 浩彦	
西日本電信電話株式会社 高知支店	設備部長	玉松 潤一郎	
校長会	会長	濱田 陽治	
佐川町自治会長会	会長	岡添 豊彦	
佐川町自主防災組織連絡協議会	会長	吉村 典宏	
尾川婦人防火クラブ	会長	田村 貴美子	
役場職員	副町長	村田 豊昭	副委員長(専門部会まで)
	教育長	川井 正一	副委員長(後任)

2 策定経緯

年月日	会議名等	主な議事
平成29年9月27日	第1回 佐川町国土強靱化地域計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画の概要及び委員会の役割について ・佐川町国土強靱化地域計画の基本目標等について ・意見交換（WS形式）
平成29年10月30日	第2回 佐川町国土強靱化地域計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 策定検討委員会の主な意見と対応について ・佐川町国土強靱化地域計画の骨子について
平成29年11月29日	各課との調整会議 （各課ヒアリング）	
平成30年1月15日	佐川町国土強靱化地域計画 策定検討委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会での意見交換について ・テーマ（南海トラフ地震からの犠牲者の発生“0”をめざす ～命を守る～）に基づく意見交換
平成30年2月16日	第3回 佐川町国土強靱化地域計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回 策定検討委員会 及び 専門部会の主な意見と対応について ・佐川町国土強靱化地域計画（素案）について
平成30年2月20日 ～平成30年3月6日	パブリックコメント	
平成30年3月23日	第4回 佐川町国土強靱化地域計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・佐川町国土強靱化地域計画について

3 佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)第13条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」の策定にあたり、佐川町国土強靱化地域計画(以下「町地域計画」という。)の策定を円滑に行うため、佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。

- (1) 国土強靱化基本法で規定する「国土強靱化地域計画」に関する事項
- (2) 町地域計画の策定又は変更に関すること
- (3) 前項に掲げるもののほか、「国土強靱化地域計画」に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員は次の各号に掲げる者の内から町長が任命、委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 町民を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。なお、最初の委員会は町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、会議に出席できない場合には、その組織の代理をもって出席とすることができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員長は、佐川町国土強靱化地域計画策定について、より専門的な協議を行うために専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、第3条の委員の中から委員長が指名するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員長は必要と認めたときには、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を受けることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

